

内閣府設置法の一部を改正する法律案新旧対照表

目 次

- 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）・・・・・・・・・・・・・・・・
- 科学技術基本法（平成七年法律第二百三十号）（附則第四条関係）・・・・・・・・
- 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（附則第四条関係）・・・・
- ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成十二年法律第二百四十六号）（附則第四条関係）・・・・
- 独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第二百五十八号）（附則第四条関係）・・・・
- 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）（附則第五条関係）・・・・

改 正 案

現 行

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 内閣府の設置並びに任務及び所掌事務（第二条—第四条）

（条）

第三章 組織

第一節 通則（第五条）

第二節 内閣府の長及び内閣府に置かれる特別な職（第六条—第十五条）

第三節 本府

第一款 内部部局等（第十六条・第十七条）

第二款 重要政策に関する会議

第一目 設置（第十八条）

第二目 経済財政諮問会議（第十九条—第二十五条）

第三目 総合科学技術・イノベーション会議（第二十六条—第三十六条）

（第三十六条）

第三款 審議会等（第三十七条・第三十八条）

第四款 施設等機関（第三十九条）

第五款 特別の機関（第四十条—第四十二条）

第六款 地方支分部局

第一目 設置（第四十三条）

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 内閣府の設置並びに任務及び所掌事務（第二条—第四条）

（条）

第三章 組織

第一節 通則（第五条）

第二節 内閣府の長及び内閣府に置かれる特別な職（第六条—第十五条）

第三節 本府

第一款 内部部局等（第十六条・第十七条）

第二款 重要政策に関する会議

第一目 設置（第十八条）

第二目 経済財政諮問会議（第十九条—第二十五条）

第三目 総合科学技術会議（第二十六条—第三十六条）

（第三十六条）

第三款 審議会等（第三十七条・第三十八条）

第四款 施設等機関（第三十九条）

第五款 特別の機関（第四十条—第四十二条）

第六款 地方支分部局

第一目 設置（第四十三条）

第二目 沖縄総合事務局（第四十四条—第四十七条）

第四節 宮内庁（第四十八条）

第五節 委員会及び庁（第四十九条—第六十四条）

第四章 雜則（第六十五条—第六十七條）

附則

（所掌事務）

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一～三の三（略）

四 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策に関する事項

五 科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針に関する事項

六 前二号に掲げるもののほか、科学技術の振興に関する事項

六の二 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出

（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第五項に規定するものをいう。第三項第

第二目 沖縄総合事務局（第四十四条—第四十七条）

第四節 宮内庁（第四十八条）

第五節 委員会及び庁（第四十九条—第六十四条）

第四章 雜則（第六十五条—第六十七條）

附則

（所掌事務）

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一～三の三（略）

四 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策に関する事項

五 科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針に関する事項

六 前二号に掲げるもののほか、科学技術の振興に関する事項

六の二 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出

（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第五項に規定するものをいう。第三項第

七号の三及び第二十六条第一項第四号において同じ。)の促進

を図るための環境の総合的な整備に関する事項

六の三 (略)

七の十八 (略)

2 (略)

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一の六の二 (略)

七 科学技術基本計画（科学技術基本法（平成七年法律第百三十号）第九条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

七の二 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。

七の三 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する施策の推進に関すること。

七の四の七の八 (略)

八の十四の五 (略)

十五 第七号の八から前号までに掲げるもののほか、防災に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

十六の六十二 (略)

六の二 (略)
七の十八 (略)
2 (略)

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一の六の二 (略)

七 地方公共団体による自主的な選択に基づいて実施されるものとして政令で定める事業又は事務に要する経費に充てるための交付金の配分計画に関すること。

（新設）

（新設）

七の二の六 (略)

八の十四の五 (略)

十五 第七号の六から前号までに掲げるもののほか、防災に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

十六の六十二 (略)

第二款 重要政策に関する会議

第一目 設置

第十八条 本府に、内閣の重要な政策に関する行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するため、内閣総理大臣又は内閣官房長官をその長とし、関係大臣及び学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための機関（以下「重要な政策に関する会議」という。）として、次の機関を置く。

経済財政諮問会議

総合科学技術・イノベーション会議

2
(略)

第三目 総合科学技術・イノベーション会議

（所掌事務等）

第二十六条 総合科学技術・イノベーション会議（以下この目において「会議」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣総理大臣の諮問に応じて科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策について調査審議すること。

二 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針その他科学技術の振興に関する重要な事項について調査審議すること。

第二款 重要政策に関する会議

第一目 設置

第十八条 本府に、内閣の重要な政策に関する行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するため、内閣総理大臣又は内閣官房長官をその長とし、関係大臣及び学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための機関（以下「重要な政策に関する会議」という。）として、次の機関を置く。

経済財政諮問会議

総合科学技術会議

2
(略)

第三目 総合科学技術会議

（所掌事務等）

第二十六条 総合科学技術会議（以下この目において「会議」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣総理大臣の諮問に応じて科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策について調査審議すること。

二 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針その他科学技術の振興に関する重要な事項について調査審議すること。

三　科学技術に関する大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発について評価を行うこと。

四　内閣総理大臣の諮問に応じて研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する重要事項について調査審議すること。

五　第一号に規定する基本的な政策並びに第二号及び前号に規定する重要事項に関し、それぞれ当該各号に規定する大臣に意見を述べること。

2

第九条第一項の規定により置かれた特命担当大臣で第四条第一項第四号から第六号の一までに掲げる事務を掌理するもの（以下「科学技術政策担当大臣」という。）は、その掌理する事務に係る前項第一号に規定する基本的な政策並びに同項第二号及び第四号に規定する重要事項について、会議に諮問することができる。

3　（略）

4　会議は、科学技術政策担当大臣が掌理する事務に係る第一項第一号に規定する基本的な政策並びに同項第二号及び第四号に規定する重要事項に関し、科学技術政策担当大臣に意見を述べることができる。

（議員の任期）

第三十一条　第二十九条第一項第六号に掲げる議員の任期は、三年

三　科学技術に関する大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発について評価を行うこと。

（新設）

四　第一号に規定する基本的な政策及び第二号に規定する重要事項に関し、それぞれ当該各号に規定する大臣に意見を述べること。

2

第九条第一項の規定により置かれた特命担当大臣で第四条第一項第四号から第六号までに掲げる事務を掌理するもの（以下「科学技術政策担当大臣」という。）は、その掌理する事務に係る前項第一号に規定する基本的な政策及び同項第二号に規定する重要事項について、会議に諮問することができる。

3　（略）

4　会議は、科学技術政策担当大臣が掌理する事務に係る第一項第一号に規定する基本的な政策及び同項第二号に規定する重要事項に関し、科学技術政策担当大臣に意見を述べることができる。

（議員の任期）

第三十一条　第二十九条第一項第六号に掲げる議員の任期は、二年

とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 (略)

3 | 第一項の議員の任期が満了したときは、当該議員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

附 則

第二条の二 第四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、同条第一項第八号並びに第三項第七号の八及び第十五号に掲げる事務のうち東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。附則第三条の二第二項において同じ。）からの復興に関するもの並びに第四条第三項第十四号の五に掲げる事務については、内閣府の所掌事務としない。

2 (略)

とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 (略)

（新設）

第二条の二 第四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、同条第一項第八号並びに第三項第七号の六及び第十五号に掲げる事務のうち東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。附則第三条の二第二項において同じ。）からの復興に関するもの並びに第四条第三項第十四号の五に掲げる事務については、内閣府の所掌事務としない。

2 (略)

○ 科学技術基本法（平成七年法律第二百三十号）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第二章 科学技術基本計画

第九条（略）

第九条（略）

第二章 科学技術基本計画

2（略）

2（略）

3 政府は、科学技術基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、総合科学技術・イノベーション会議の議を経なければならぬ。

3 政府は、科学技術基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、総合科学技術会議の議を経なければならない。

4（略）

4（略）

○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（目的及び適用範囲）

第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。

一～十六の三 （略）

十七 総合科学技術・イノベーション会議の常勤の議員

十八～五十の二 （略）

五十一 総合科学技術・イノベーション会議の非常勤の議員

五十二～七十五 （略）

現 行

（目的及び適用範囲）

第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。

一～十六の三 （略）

十七 総合科学技術会議の常勤の議員

十八～五十の二 （略）

五十一 総合科学技術会議の非常勤の議員

五十二～七十五 （略）

別表第一（第三条関係）

官職名 (略)	俸給月額 (略)
特定個人情報保護委員会の常勤の委員	一、〇五五、〇〇〇円
公害等調整委員会の常勤の委員	
中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員	
運輸安全委員会の常勤の委員	
運輸安全委員会の常勤の委員	
総合科学技術・イノベーション会議の常勤の議員	
の議員	
原子力委員会委員長	
再就職等監視委員会委員長	
証券取引等監視委員会委員長	

別表第一（第三条関係）

官職名 (略)	俸給月額 (略)
特定個人情報保護委員会の常勤の委員	一、〇五五、〇〇〇円
公害等調整委員会の常勤の委員	
中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員	
運輸安全委員会の常勤の委員	
運輸安全委員会の常勤の委員	
総合科学技術会議の常勤の議員	
の議員	
原子力委員会委員長	
再就職等監視委員会委員長	
証券取引等監視委員会委員長	

公認会計士・監査審査会会長	
中央更生保護審査会委員長	
社会保険審査会委員長	
東宮大夫	

(略)

公認会計士・監査審査会会長	
中央更生保護審査会委員長	
社会保険審査会委員長	
東宮大夫	

(略)

公認会計士・監査審査会会長	
中央更生保護審査会委員長	
社会保険審査会委員長	
東宮大夫	

(略)

○ ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成十二年法律第百四十六号）（附則第四条関係） （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指針）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更しようとするとときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならぬ。</p> <p>4（略）</p>	<p>（指針）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更しようとするとときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならぬ。</p> <p>4（略）</p>

改 正 案

附 則

（業務方法書）

第五条の三 文部科学大臣は、通則法第二十八条第一項の規定による業務方法書（前条第一項に規定する業務（基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。以下「革新的新技術研究開発業務」という。）に係る部分に限る。次項において同じ。）の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならない。

2 文部科学大臣は、通則法第二十八条第二項の規定により、業務方法書に記載すべき事項に係る文部科学省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならない。

（中期目標及び中期計画）

第五条の四 文部科学大臣は、通則法第二十九条第一項の規定により、中期目標（革新的新技術研究開発業務に係る部分に限る。）を定め、又はこれを変更しようとすることは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならない。

現 行

附 則

（業務方法書）

第五条の三 文部科学大臣は、通則法第二十八条第一項の規定による業務方法書（前条第一項に規定する業務（基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。以下「革新的新技術研究開発業務」という。）に係る部分に限る。次項において同じ。）の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならない。

2 文部科学大臣は、通則法第二十八条第二項の規定により、業務方法書に記載すべき事項に係る文部科学省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならない。

（中期目標及び中期計画）

第五条の四 文部科学大臣は、通則法第二十九条第一項の規定により、中期目標（革新的新技術研究開発業務に係る部分に限る。）を定め、又はこれを変更しようとすることは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならない。

2 文部科学大臣は、通則法第三十条第一項の規定による中期計画（革新的新技術研究開発業務に係る部分に限る。）の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならぬ。

2 文部科学大臣は、通則法第三十条第一項の規定による中期計画（革新的新技術研究開発業務に係る部分に限る。）の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならない。

○ 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（所掌事務）

第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四十三（略）

四十四 科学技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（内閣府の所掌に属するものを除く。）。

四十五（略）

四十六 科学技術に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（内閣府の所掌に属するものを除く。）。

四十七 削除

四十八～九十七（略）

（所掌事務）

第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四十三（略）

四十四 科学技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

四十五（略）

四十六 科学技術に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

四十七 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。

四十八～九十七（略）